

# 指定小規模多機能型居宅介護事業所

## [指定介護予防小規模多機能型居宅介護]

### SHIGERU・HOUSE

## 運 営 規 定

#### 【目 的】

##### 第1条

この規定は、社会福祉法人乙羽会が設置運営する指定地域密着型サービスに該当する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業（以下「SHIGERU・HOUSE」といいます。）の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対して適切なサービスを提供することを目的とします。

#### 【基本方針】

##### 第2条

要介護者が可能な限り、住みなれた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い、訪問、宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活の援助を行い、利用者がその有する状態に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを基本方針とします。

#### 【運営方針】

##### 第3条

SHIGERU・HOUSE で提供するサービスは、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。

2 SHIGERU・HOUSE で提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとします。

3 利用者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問及び宿泊を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。

4 SHIGERU・HOUSE の運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。

5 SHIGERU・HOUSE のサービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき一方的・画一的にならないように、利用者が安心して安全に日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。

6 SHIGERU・HOUSE では、居宅サービス事業者や他の保健医療機関と密接な連携を図り、サービスを提供します。

7 SHIGERU・HOUSE でのサービス提供にあたっては、利用者への身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。但し、利用者または他の利用者等の生命を保護するため緊急やむをえないと判断した場合は、その様態及び時間、その際の心身の状況及び緊急やむをえない理由を記録するものとします。

8 SHIGERU・HOUSE のサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者またはその家族等に対し、サービスの提供について、わかりやすく説明を行います。

9 利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守りを行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。

10 利用者の介護状態の軽減または悪化の防止に努め、その目標を立て、計画的に取り組みます。

11 提供するおとわのサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者に評価を受けて、それらの情報を公開し、常に改善を図ります。

#### 【事業所の名称】

##### 第4条

事業所の名称は次のとおりにします。

指定小規模多機能型居宅介護事業所〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕  
SHIGERU・HOUSE（シゲルハウス）

#### 【事業所の所在地】

##### 第5条

事業所の所在地は次のとおりにします。

沖縄県国頭郡今帰仁村字天底334-1番地

#### 【従業員の職種、員数及び職務内容】

##### 第6条

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりにします。

(1) 管理者 1名以上

事業を代表し、業務の総括にあたります。

(2) 介護支援専門員 1名以上

利用者及びその家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供される

よう、利用者の居宅介護サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画（以下「居宅介護計画」といいます）の作成の取りまとめ、地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整を行います。

(3) 看護職員 1名以上

利用者の健康状態を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行います。

(4) 介護職員 10名以上

SHIGERU・HOUSE のサービス提供にあたります。利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行います。

また、宿泊に対して1名以上の夜勤職員を配置します。その他自宅等で暮らしている方々に対して宿直者を1名以上配置します。

#### 【営業日及び営業時間】

##### 第7条

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

(1) 営業日 年中無休とします。

(2) 営業時間

① 通いサービス（基本時間） 9時30分～17時30分

② 宿泊サービス（基本時間） 17時30分～8時30分

③ 訪問サービス（基本時間） 24時間

\* 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問、宿泊サービスを提供します。

#### 【利用定員】

##### 第8条

当事業所における登録定員は29人とします。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とします。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とします。

#### 【提供するサービスの内容】

##### 第9条

SHIGERU・HOUSE の提供するサービスは次のとおりとします。

(1) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助を提供します。

① 日常生活の援助

日常生活活動能力に応じて、必要な介助を行います。

ア. 移動の介助

イ. 休養

ウ. 通院等の介助やその他必要な介助

② 健康チェック

血圧測定等の利用者の身体状態の把握と対応

③ 生活リハビリ (機能回復訓練)

利用者が日常生活を営むのに必要な機能を維持するための生活リハビリ及び利用者の心身の活性化を図るために必要な援助を行います。また、外出の機会の確保、その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の維持のために必要な支援を行います。

ア. 日常生活動作を通じた機能回復訓練

イ. レクリエーション

ウ. 地域活動への参加

④ 食事支援

ア. 食事援助目標による個別援助

イ. 食事の準備

ウ. 食事介助及び見守り支援

エ. 調理、買い物への参加 (職員と一緒に)

⑤ 入浴支援

ア. 入浴援助目標による個別援助

⑥ 排泄援助

ア. 排泄援助目標による個別援助

イ. 利用者の状況に応じて適切な排泄介助

⑦ 送迎支援

利用者の希望による、自宅と事業所間の送迎サービス

(2) 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常上の必要なサービスを提供します。

(3) 宿泊サービス

**SHIGERU・HOUSE** に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(4) 相談・助言

利用者やその家族等の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

## 【短期利用共同生活介護】

### 第 10 条

SHIGERU・HOUSE は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員〔指定介護予防支援事業所の担当職員〕が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、事業所の介護支援専門員が、事業所の登録者に対するサービスの提供に支障がないと認めた場合に、短期間の指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 宿泊室を活用する場合は、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊サービスの利用定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものとする。

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

〔算定式〕 当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

## 【居宅介護計画】

### 第 11 条

SHIGERU・HOUSE のサービス提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等を十分に把握し、個別に居宅介護計画を作成します。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の確保により、利用者の多様な活動の推進に努めます。

3 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、他の関係介護職員との協議の上、援助目標を設定し、その達成のための具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成します。

4 居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族等に説明し、利用者の同意を得ます。

5 居宅介護計画を作成した際には、居宅介護計画書を利用者に交付し、援助の目標及び内容について利用者やその家族等に説明を行います。なお、交付した居宅介護計画書は、5年間保存します。

6 利用者に対し、居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行います。

7 居宅介護計画の作成後においても、常に居宅介護計画の実施状況及び利用者の心身の変化等の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の変更を行います。

## 【利用料及びその他の費用】

### 第 12 条

指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、SHIGERU・HOUSE が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

3 SHIGERU・HOUSE は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

4 SHIGERU・HOUSE は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用

(2) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費

(3) 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

(4) おむつ代

(5) その他、SHIGERU・HOUSE において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

## 【利用料の変更】

### 第 13 条

SHIGERU・HOUSE は、介護保険法関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化そのやむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 SHIGERU・HOUSE は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

## 【通常の事業の実施地域】

### 第 14 条

通常の事業の実施区域は次のとおりとします。

沖縄県今帰仁村内全域

#### 【サービス提供記録の記載】

##### 第 15 条

SHIGERU・HOUSE のサービスを提供した際には、その提供日数及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載します。

#### 【個人情報の保護】

##### 第 16 条

利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。

#### 【秘密保持】

##### 第 17 条

事業所の従業員は、業務上知りえた利用者またはその家族等の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないよう職員は、守秘義務を遂行するための契約書を提出しなければなりません。

#### 【苦情処理】

##### 第 18 条

提供した SHIGERU・HOUSE に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族等に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じるものとします。

2 提供した SHIGERU・HOUSE のサービスに関する利用者及び家族等からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録します。

3 苦情がサービスの向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。

4 村が行う文書その他物件の提出もしくは提示の求めまたは村の職員からの質問や照会に応じます。また、利用者または家族等からの苦情に関して村が行う調査に協力するとともに、村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

5 提供した SHIGERU・HOUSE のサービスに係る利用者または家族等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行います。

6 SHIGERU・HOUSE では、苦情処理のためのマニュアルを作成し担当者以外の職員も苦情に対して迅速且つ適切に対処できるような体制を整えます。

### 【事故発生時の対応】

#### 第 19 条

サービス提供により事故が発生したときは、速やかに家族等に連絡するとともに、必要な措置をおこなうものとします。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。
- 4 事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- 5 事故発生時の対応マニュアルを作成し、職員が事故に対して的確に対応できるような体制を整えます。

### 【衛生管理】

#### 第 20 条

サービス提供の際に使用する施設、食器その他備品等について、感染等防止のための衛生管理に努め、衛生管理上必要な対策を講じるものとします。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

### 【緊急時における対応方法】

#### 第 21 条

サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他必要な場合には、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとします。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定め た協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じます。
- 3 緊急時対応マニュアルを作成し、職員が迅速且つ適切に対応できるような体制を整えます。

### 【非常災害時における業務継続計画策定】

#### 第 22 条

SHIGERU・HOUSE は、感染症や非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 SHIGERU・HOUSE は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、その他必要な訓練を年 2 回以上行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 SHIGERU・HOUSE は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 【協力医療機関等】

##### 第 23 条

SHIGERU・HOUSE は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

#### 【虐待防止に関する事項】

##### 第 24 条

SHIGERU・HOUSE は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 【身体拘束廃止】

##### 第 25 条

SHIGERU・HOUSE は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「**身体的拘束等**」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その**態様**及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 SHIGERU・HOUSE は、**身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。**

(1) **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。**

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的  
実施する。

#### 【利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等】

##### 第26条

SHIGERU・HOUSE は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

#### 【運営推進会議】

##### 第27条

SHIGERU・HOUSE は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域に密着し、地域に開かれたものにするために運営推進会議を開催します。

2 運営推進会議の開催はおおむね2ヶ月に1回以上とします。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域を管轄する地域包括支援センター職員、及び SHIGERU・HOUSE についての知見を有するものになります。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換、交流等とします。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

#### 【記録の整備】

##### 第28条

SHIGERU・HOUSE は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対する SHIGERU・HOUSE の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

#### 【その他運営についての留意事項】

##### 第29条

職員の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 定期的研修 随時

2 職員は、利用者宅を訪問した際、所属を証明する所属証明書を携帯し、利用者またはその家族等から求められたときは、これを提示します。なお、施設内には、所属を明らかにする担当職員表を見やすい場所に掲示します。

3 サービス担当者会議において、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は利用者の同意と当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとします。

4 SHIGERU・HOUSE のサービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申し込み者およびその家族等に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文章を交付して説明を行い、当該サービスの提供開始について利用申込者の同意を得ます。

5 事業所の通常の事業実施地域等を勘案し、利用申し込み者に対して自ら適切な SHIGERU・HOUSE のサービス提供が困難あるいは、適切でないと認めた場合は、適当な他の介護保険事業所等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じるものとします。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとします。

#### 付 則

- 1 この運営規定は、2008年12月22日から実施する。
- 2 この運営規定は、2017年5月1日から実施する。
- 3 この運営規定は、2022年12月1日から実施する
- 4 この運営規定は、2024年4月1日から実施する
- 5 この運営規定は、2025年4月1日から実施する